



# 豊前総合法律事務所

# News Letter

2025年

3・4月号

VOL.14

企業法務にお役立ていただける情報がもりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、最近の活動や耳寄りな情報もりだくさんでお届けします！

## 目次

- P1 プライベートのひとこま
- P2 法改正情報
- P3 貢献事例紹介
- P4 終活講師弁護士による人生設計のすゝめ
- P5 レビュー
- P6 お知らせ

### 経営理念・ビジョン

弊所は、経営の目的や進むべき道について示す、経営理念やビジョンを大切にしております。

すべてのスタッフが個性を生かしながらも同じ方向を向き、**日本一「この」地域を愛し、「この」地域のためになれる最高峰の地域密着型法律事務所**を目指してまいります。

## プライベートのひとこま

小学1年生の長男と一緒に、漫画を読むことが楽しみになりました。今、夢中で読んでるのがドラゴンボール！元祖（1984年～）ドラゴンボールです。

先日最終回を迎えたテレビシリーズ（ドラゴンボール DAIMA）を観ていたのですが、「そもそも」を知るともっと楽しめるのではと思い、買ってプレゼントしました。

私の少年時代と同じく、しっかり夢中になった息子。もう42巻まで読み終えていますが、何度も何度も読み返しています。あまりに読み続けるものなので、寝る時間が遅くなるのが心配なほどです。それを伝えたところ「じゃあ明日早起きして学校行く前に読む！おやすみ！」と言って布団にダイブしました（笑）。

週刊少年ジャンプへの連載開始は、長男が生まれる33年前になります。まさに時を超えて、世代を超えて愛される作品ですね。そして時代が変わっても、熱い闘いに興奮する少年の心も変わらないな、と考えさせられます。

週刊少年ジャンプの出版社である集英社は、なんと1926年の創業だそうです。来年で創業100年、ものすごい歴史です。

東京商工リサーチによると、令和5年の企業平均寿命は23.1年で、2年連続で短くなっているとか。

こんな時代だからこそ、御社を100年企業にする力になりたいと、心から思うばかりです。



# 身近な法律のはなし ～個人情報保護法～

平成15年に制定され、平成17年に施行された、個人情報保護法について取り上げます。

デジタル時代の今、仕事でもプライベートでも、個人情報に触れない日はありません。なんとなく、個人情報は大切だから取扱いに気を付けないと、という意識をお持ちの方は多いでしょう。

この機会に、法律で定められている内容も、ぜひご確認ください。

## 「個人情報」とは

→**残業免除の対象範囲生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報**



←これだけだと、ただの日付  
個人の識別ができない



←顔写真と並べると、  
特定の個人の生年月日になる

## 個人情報を扱うときの基本ルール

### ①取得・利用するとき

- ・どのような目的で利用するのか特定する
- ・あらかじめホームページ等で公表 or 本人に知らせる
- 利用目的の範囲外で利用するときは本人の同意が必要
- ・要配慮個人情報を取得するときは、予め本人の同意が必要



個人情報保護委員会 | 🔍

### ※要配慮個人情報とは

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実のほか、身体障害・知的障害・精神障害などの障害があること、医師等により行われた健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療・調剤情報、本人を被疑者又は被告人として逮捕等の刑事事件に関する手続が行われたこと、非行・保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたことの記述などが含まれる個人情報

### ②保管・管理するとき

- ・安全に保管できるよう、必要な措置を講じる
- 例：キャビネットを施錠、セキュリティソフト導入
- ・漏えいした場合は、速やかに本人と個人情報保護委員会へ報告

### ③個人データを第三者に提供するとき

- ・基本的に、あらかじめ本人の同意が必要
- 同意が不要な場合：法令に基づく場合（警察、裁判所、税務署等からの照会）、人の生命・身体・財産の保護に必要で本人の同意取得が困難な場合など

### ④本人から保有個人データの開示等を求められたとき

- ・本人からの請求があった場合は、保有個人データの開示、訂正、利用停止などに対応する必要がある
- ・第三者に個人データを提供した記録も開示請求の対象となる

## 個人情報についての社内ルール策定

個人情報保護委員会のホームページには、中小企業向けの自己点検チェックシートや、社内ルールの例といった資料も提供されています。

ぜひ一度ご覧いただき、御社のルール見直しや新規策定にお役立てください！



## 顧問弁護士活用アイデア3選！

ありがたいことに、弊所では地域の企業様を幅広くサポートさせていただく機会に恵まれております。顧問弁護士という存在は、厳しい社会の荒波に漕ぎ出る企業様には欠かせない存在です。

ところで、御社のみなさまは、顧問弁護士をどのくらい身近に感じていただけていますでしょうか。弁護士というと、外車を颯爽と運転し、昼間からワインを片手に…といったイメージをお持ちの方も、おられるかもしれません。

少なくとも私は、そうではなく、地域のためにしっかり働き、みなさまにお会いするため走り回る、そんな弁護士です。

今回は、顧問弁護士という存在をフル活用し、御社の成長と発展につなげていただくためのアイデアをお伝えします！

### 【関係先とのちょっとしたトラブルについて相談】

仕事をしていると、さまざまな人と出会います。なかには、捉え方や価値観が大きく異なる人も。やりとりをしているうちに、誤解が生まれて、なんだか先方がお怒りの様子…。

#### → 弁護士へご一報を！

- ・ 弁護士が間に入ることで、一旦冷静になっていただけることも。
- ・ 社員の方を精神的ストレスから守ることができます。
- ・ 御社のサービスに関して、トラブルを防ぐためのアドバイスができます。
- ・ 法的な対処が必要な場合には、速やかにご提案し、動き出すことができます。



### 【セミナーを開催】

御社は社内研修を実施されておられますか。

弊所では所長西村が喜んでセミナー講師を務めます。お時間や内容も、ご要望に合わせて調整が可能です。たとえば、社員のみなさまに知っておいていただきたいことのセミナーや、ワークショップを通してコミュニケーションをとることや、社員の意見をきく機会を作ることも。

あるいは、EAP（従業員支援プログラム）の一環として個別相談にご対応することもできます。社員のみなさまのプライベートなご相談もお受けしております。

また、本紙でも取り上げていますが、個人情報飛び交う昨今、社員のみなさまには特に気を付けてほしいと、コンプライアンス研修のご要望をいただくこともございます。

遠くのセミナー講師をお呼びするのも新鮮でよいですが、いざとなったら直接相談に行ける、近くの弁護士も、ぜひ候補に入れていただければと思います。

### 【LINE グループで相談】

御社の社長様と弊所とのLINEグループがある場合があります。もちろん、必要に応じて、適宜新たなメンバーでのグループ作成も可能です。

弁護士という存在にあまり馴染みのない社員様でも、LINEなら相談しやすいのではないのでしょうか。また、直接お会いしなくても、写真や資料をすぐに共有できるという点もポイントです。

社外に法務部がある、というイメージで、御社のお力になれますと幸いです。



## 終活講師による人生設計のすゝめ②

### 【人生設計に対する想い】

みなさまは、人生設計について考えたことはありますか。

弊所は代表西村をはじめ、スタッフも終活について学びを深めております。また、毎月豊前市にて終活イベント（無料）を主催するなど、力を入れている分野でございます。

なぜ、法律事務所が終活を推すのか。それは、事前対策の効果をよく知っているからです。事前の備えにより、トラブル予防だけでなく、より品質もアップさせることができるというのは、様々な分野で言えることではないでしょうか。

特に経営者の方は、人生設計について考えたことがある・考えているという方が多いはずですが。それは、会社を経営することは並々ならぬ決意・熱意・情熱が求められるからです。目まぐるしく変化するこの時代に、会社を運営して社会を支えることを選択なさった経営者の方は、いずれどこかのタイミングで、自分がどう生きるか？という問いに出会うのではないかと思います。

こちらのコーナーでは、人生設計について、みなさまと共に学んでまいりたいと思います。

### 【人生をひらく 永守重信（日本電産会長・創業者、京都先端科学大学理事長）】

永守氏は、今年で創業52年になる大企業、日本電産株式会社（現：ニデック株式会社）の創業者です。そのご経験から見てきた、人生における原理原則が詰め込まれた一冊を、ご紹介させていただきます。

#### 志を大きくし、大きな夢を抱く

人間というものは、ある程度のところまで来ると、必ず自己満足に陥ってしまう。だからこそ志を大きくし続けることが大切。そして、仕事することは、夢を形にすることと同義、と書かれています。

みなさまは、仕事を通してどのような夢を形にされておられますか。私たちの夢は、予期せぬトラブルを最小限に抑え、事前対応に力を入れて未来を切り拓く企業様を応援していくことです。そうして強く、安定した企業が地域を支えることで、この地域がさらに元気になっていく未来を描いています。

日々の業務に忙殺されていると、ついつい妥協することもあるかもしれません。

ここでもう一度、本当に望んでいた夢を思い出し、本当に実現させるのだという熱意で、日々の行動を見つめ直したいと思うばかりです。

#### 迷いが会社の経営で一番よくない

なぜ、人は迷うのかといえば、判断の基準を確立していないから、だそうです。小さなことからすべて、自分の生き方を決めにかかるくらいの覚悟があれば、重要な決断の際にも迷わなくなる、と。

日常の小さな決断を、みなさまはどのくらい意識しておられるでしょうか。

たとえば、今日の昼食は何を食べようか、といったときも、判断基準は様々です。今の体調、美味しそうかどうか、アレルギーのある食品が含まれているかどうか、宗教上の理由で食べられないものがあるかどうか、そして価格など。

この一節を読んでから、日常の些細な選択の際に、自分はどうなりたいのか？ということをおぼろげに思い出そうにしてみました。しかしなかなか決めきれない自分がいます。まだまだ鍛錬が必要ですね。

みなさまは、ご自身の人生をどのように設計し、経営をされていますでしょうか。

その熱意に答えられる存在であるよう、弊所一同、ますます精進してまいります。



## レビュー ～バックオフィストラנסフォーメーション～

本書は、コンサルティング会社の間接部門を分社化した会社の社長が、どのようにバックオフィス業で利益を上げていくかという取り組みと成果を記したものです。

営業部門とは違い、直接顧客とやり取りをするわけではなく、社内での業務が中心だった部署が、会社として分けられてしまう。

さらに、取引先はすべてグループ企業。これまでは同じ企業内で「固定費」という扱いだったのが、分社化により「変動費」とされてしまいます。

また、営業部門の売り上げと違い、どのような成果を出したのかが数字として見えにくいという難点もありました。

このような厳しい状況のなか、どのような施策と実践で、5年間で売上が60億円にもなる企業に成長されたのでしょうか。



### 【間接部門をサービスとして捉え直す】

たとえば、ダイレクトメールの封筒に宛名ラベルを貼る業務があるとして、これをただの単純作業と捉えている社員と、その先のお客様を意識している社員とでは、どのような差があるでしょうか。

上下逆に貼るなどのミスが多さといった、結果的なものもあるかもしれませんが、ただ、意識の高い社員はそもそもミスが起きにくいように、あらかじめ作業工程を整えておきます。この業務プロセスの可視化と高度分業化により、効率もやりがいも格段に上がることが期待できるのです。

忙しく動き回るファーストフード店でも、その仕組みが分かりやすく示され、それぞれの担当領域が明確になっているからこそ、素早い提供が可能になっています。

つまり、社員の動機付けやマネジメントにより、質の良いサービスを提供することができるというのは、間接部門にも言えることです。分社化の当初は、非正規雇用の事務スタッフが8割を占める状況だったそうです。そこから、意識の高い人材が活躍できる場として、「バックオフィスコンサルティング」という新しいサービスを開始しました。

前述のラベル貼り作業のように、なんとなくで作業していることについて、実は改善の余地が多くあるのです。そういった助言・提案などのコンサルティングと、業務代行を併用することで、会社が本来集中したい業務に集中できるように、という価値を生み出しています。

### 【間接業務に関する数字意識】

ほとんどの営業社員が数字目標を追いかけているのに対し、事務スタッフや業務の再現性や正確性を重視している傾向があります。これ自体は悪いことではないのですが、コストに対してどのくらいの成果が出ているのかという数字意識を一人一人がもつ必要があります。

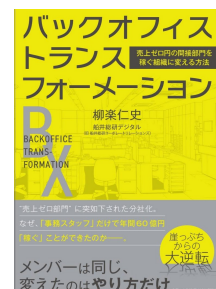
手順としては①業務フロー図を作成して業務を可視化②各スタッフの工数を測定して目標管理③人単位ではなく時間単位で利益を考える④業務コストを算出して作業にメリハリをつけるというものです。

こうして作業あたりのコストがみえてくると、その価格設定が正しいかどうかの判断材料にもなります。また、個別の工数がみえてくると、それぞれの目標設定や改善案の提案にも繋がります。

### 【まとめ】

本業に集中できる環境づくり、という視点は、弊所も大事にしているところですので、非常に共感をいたしました。

法律事務所の業務も、かなり事務的な部分が多いので、正確性や再現性を重視する気持ちもよく分かります。その点は大事にしなが、いかに速く分かりやすく進めていくか、もう一度見直してみようと思います。



# お知らせ

## 【法律顧問契約のご案内】

弊所は、法律顧問契約にご対応をしております。

法律顧問契約というサービスは「御社が本業に専念できる環境を提供する」ものです。

たとえば、お取引先からの支払いが遅延しているときや、思わぬトラブルにより損害賠償を求められたとき、そちらに気が向いてしまうことでしょう。トラブル対応は緊急度も重要度も高いので当然です。

ただ、本当は御社のサービスでお客様へ貢献することに、最大のエネルギーを注ぎたいのではないのでしょうか。そこで弁護士が介入することにより、御社の本業に集中していただける環境を創ります。

また、契約書等のリーガルチェックや、労働問題、社内向け研修・セミナーのほか、従業員様の個人的な問題（相続、交通事故、婚姻関係など）に関するご相談も受け付けております。まだまだ弁護士は敷居が高いイメージがあり、「わざわざ相談するほどでも…」とお考えになる方も多くおられます。そこで、お勤め先とご縁のある弁護士がいることで、安心にもつながります。従業員様がいきいきと働いてくださることも、御社の発展に欠かせないことと存じます。

この他にも、顧問弁護士によるサポートで数々のお喜びの声を頂いております。詳しくご説明させていただきますので、お気軽にお問合せください！

サポート内容	月額顧問料	弁護士稼働時間(月)上限	メール・チャット相談	電話・Zoom相談	事務所面談	事業所への訪問(要相談)	セミナー・講演・研修(稼働時間内・無料)	リーガルチェック(稼働時間内対応)	簡易な方法での売掛金等の回収(弁護士名の書面による督促など)
ライトプラン	(月22,000円 税込)	1h	~3往復	○	○	×	△(~稼働上限時間)	○	○(月1通まで)
スタンダードプラン	(月33,000円 税込)	1.5h	~5往復	○	○	○(~1回/3か月)	○(同上)	○	○(月2通まで)
アドバンスプラン	(月55,000円 税込)	2.5h	~8往復	○	○	○(~1回/2か月)	○(同上)	○	○(月3通まで)

## 【終活イベントを毎月開催しております！】

昨年12月より、新企画「終活お話し会」を始めました！

この「終活お話し会」を始めたのは、終活についてやわらかく話せる場を作りたいという思いからです。ただ、「終活」と聞くと、「縁起でもない」とか「まだ早い」といったお声をいただくこともあります。

弊所はトラブル対応に強い弁護士事務所です。だからこそ、事前に備えることで多くの問題を未然に防げることを知っています。一方で、多くの方は「弁護士に相談するほどのことでもない」と感じておられるのも事実です。そこで、「無料で」「毎月」「気軽に弁護士に会える」、終活について自由に話せる居場所を作りたいと考え、この会を始めました。

終活を考えておられるご本人はもちろん、ご家族やご友人に「こんな会があるらしいよ」と気軽にお話しいただくのもおすすめです。

次回は4月17日(木) 14:30~16:30、豊前市総合福祉センターにて開催いたします。

皆様のお越しを、心よりお待ちしております。

発行元：豊前総合法律事務所

〒828-0028

福岡県豊前市青豊19-14 スペース1

TEL：0979-53-9106

FAX：0979-53-9107

使用者弁護士による地元企業の法律相談  
0979-53-9106  
電話受付 平日9時~18時  
〒828-0028 豊前市青豊19-14 スペース1

Home 事務所概要 弁護士紹介 弁護士費用 相談方法 お問い合わせ

企業の健全な事業活動を  
法力で変える  
地元企業のリーガルパートナー

弁護士による企業の  
SDGsサポートはこちら

主なご相談内容

